

Japan tax alert

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人

平成25年度税制改正関連法の成立

平成25年度税制改正大綱に沿って作成された平成25年度税制改正法案が、国会審議を経て平成25年3月29日に国会で議決され、改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」「地方税法の一部を改正する法律」）として同日に成立しました。改正法は、3月30日に公布され、平成25年4月1日に施行されました（施行日に関して別段の定めがあるものは除きます）。

主な改正項目は、以下の通りです（改正内容の詳細は、弊法人のNewsletter「[平成25年度税制改正案（2013年1月号）](#)」をご参照ください）。

法人課税

- ▶ 国内設備投資促進税制の創設
（国内生産等設備への投資額が増加した場合に、一定の要件のもとで、機械・装置の取得価額の30%の特別償却あるいは3%の税額控除の選択適用が可能になる）
- ▶ 所得拡大促進税制の創設
（一定の要件のもと、雇用者給与等支給増加額の10%の税額控除が可能になる）
- ▶ 研究開発税制（試験研究費の税額控除）の拡充
（総額型の税額控除の上限が、当期の法人税額の30%（旧20%）に引き上げられる）
- ▶ 雇用促進税制の拡充
（税額控除限度額が増加雇用者数一人当たり40万円（旧20万円）に引き上げられる）
- ▶ 中小法人の交際費課税に係る特例の拡充
（定額控除限度額が800万円（旧600万円）に引き上げられる）
- ▶ 中小企業等の経営改善に向けた設備投資を促進するための税制措置の創設

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーサービスの分野における世界的なリーダーです。全世界の16万7千人の構成員は、共通のバリュー（価値観）に基づいて、品質において徹底した責任を果たします。私どもは、クライアント、構成員、そして社会の可能性の実現に向けて、プラスの変化をもたらすよう支援します。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバル・ネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、www.ey.com にて紹介しています。

新日本アーンスト・アンド・ヤング税理士法人について

新日本アーンスト・アンド・ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などをはじめ、税務アドバイザリー・税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。詳しくは、www.eytax.jp にて紹介しています。

©2013 Ernst & Young Shinnihon Tax.
All Rights Reserved.

EYTAX SCORE CC20130402-2

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト・アンド・ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。

所得・資産課税

- ▶ 所得税の最高税率の見直し
(課税所得4,000万円超について、45%の最高税率が設けられる)
- ▶ 相続税の基礎控除の引下げ及び税率構造の見直し
(基礎控除は「定額控除3,000万円+法定相続人比例控除(600万円×法定相続人の数)」となる)
- ▶ 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設
(直系卑属への教育資金に充てるための贈与が、受贈者一人につき1,500万円まで非課税となる)
- ▶ 事業承継税制の見直し
(適用要件の緩和が図られる)

金融・証券税制

- ▶ 金融所得課税の一体化に向けた課税方式の抜本的な見直し
(平成28年1月以降、特定公社債等の利子所得及び譲渡所得等、並びに上場株式等の配当所得及び譲渡所得等の損益通算が可能となる)
- ▶ 日本版ISA(平成26年1月から導入)の拡充
(口座開設期間が10年間に延長され、非課税投資総額は500万円(100万円×5年間)になる)

その他

- ▶ 住宅ローン減税の拡充
(一般の住宅の場合、平成26年4月以降の居住分については、最大控除額が400万円になる)
- ▶ 延滞税等の利率の見直し
(貸出約定平均金利を加味した特例基準割合の採用により、大幅に低下する)

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

新日本アーンスト・アンド・ヤング税理士法人
コーポレート・コミュニケーション部 tax.marketing@jp.ey.com